

入浴介助加算（Ⅰ）		45円/日	入浴を行った場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	◎	25円/日	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合、加算されます。
リハビリテーション提供体制加算	◎	27円/日	事業所において、常時事業所に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の合計が一定以上配置されている場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算ロ		666円/月	リハビリ計画書同意日から6か月以内
		306円/月	6か月超
事業所の医師からの説明		303円/月	リハビリテーション計画について、利用者又はその家族に説明し同意を得た場合に加算されます。（1週間に2回以上。1回40分以上のリハビリの実施）
短期集中個別リハ実施加算		123円/日	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に行われた場合に加算されます。
栄養アセスメント加算		56円/月	他職種共同で栄養アセスメントを実施、家族に対して説明し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたって、適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用した場合にに加算されます。
栄養改善加算		225円/回	利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、月に2回を限度として加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ		23円/回	口腔の健康栄養状態についての情報を担当の介護支援専門員に提供した場合、6月に1回を限度として加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		6円/回	
口腔機能向上加算Ⅰ		169円/回	口腔機能向上の為の指導が行われた場合、月2回を限度として加算されます。
口腔機能向上加算Ⅱ		174円/回	
重度療養管理加算		113円/日	要介護3～5で、手厚い医療が必要な状態の利用者に対し医学的な管理を行った場合に加算されます。
退院時共同指導加算		674円/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、退所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算	◎	45円/月	心身の状態、疾病の状況等に応じた計画に基づくケアを行った場合に加算されます。
移行支援加算		14円/日	日常の生活動作等が向上し、他のサービスへ移行できた場合に加算されます。

◎の項目は、基本的に算定します。その他加算項目は該当する場合に算定します。

